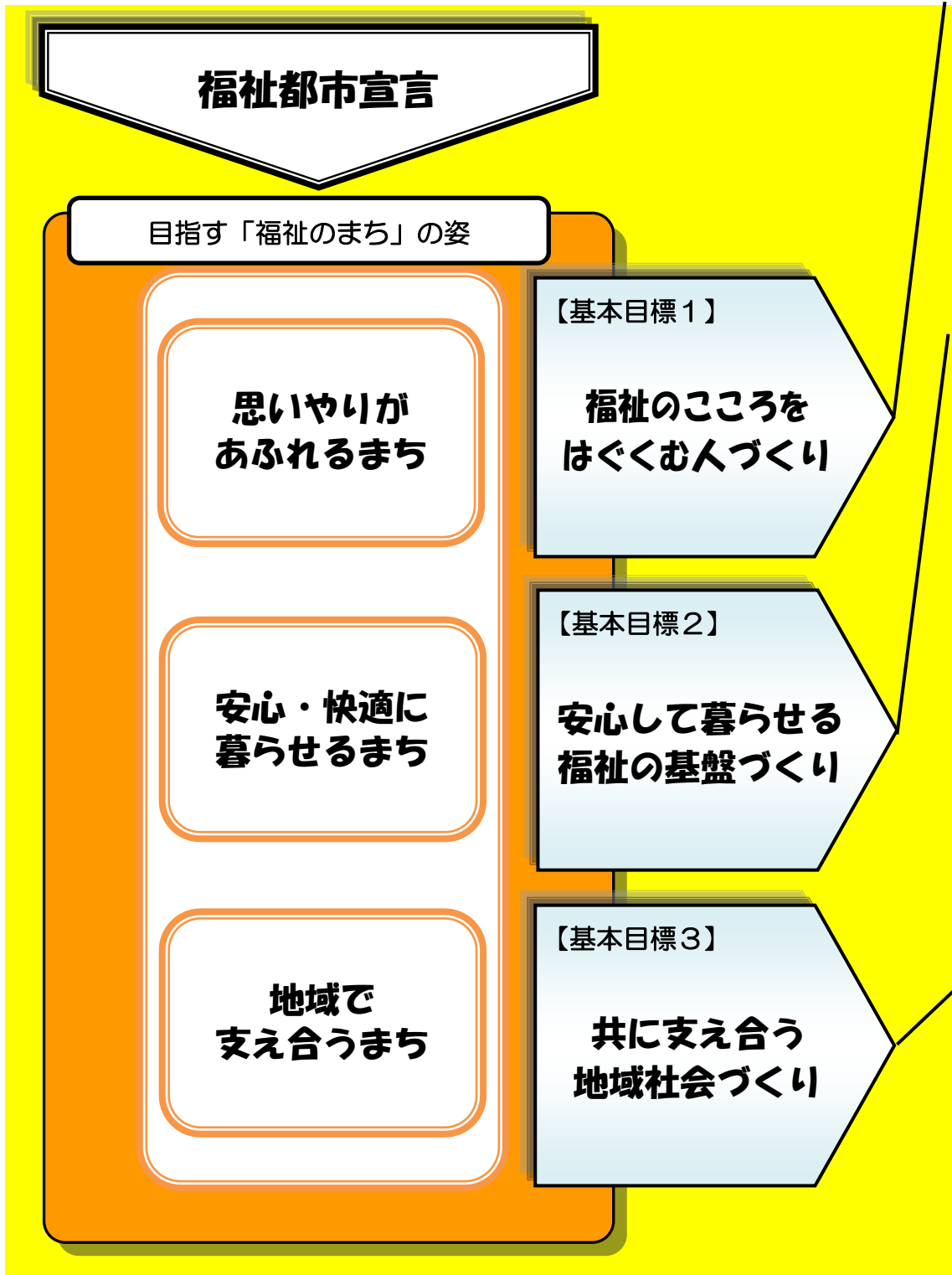

第4章

施策体系と取組

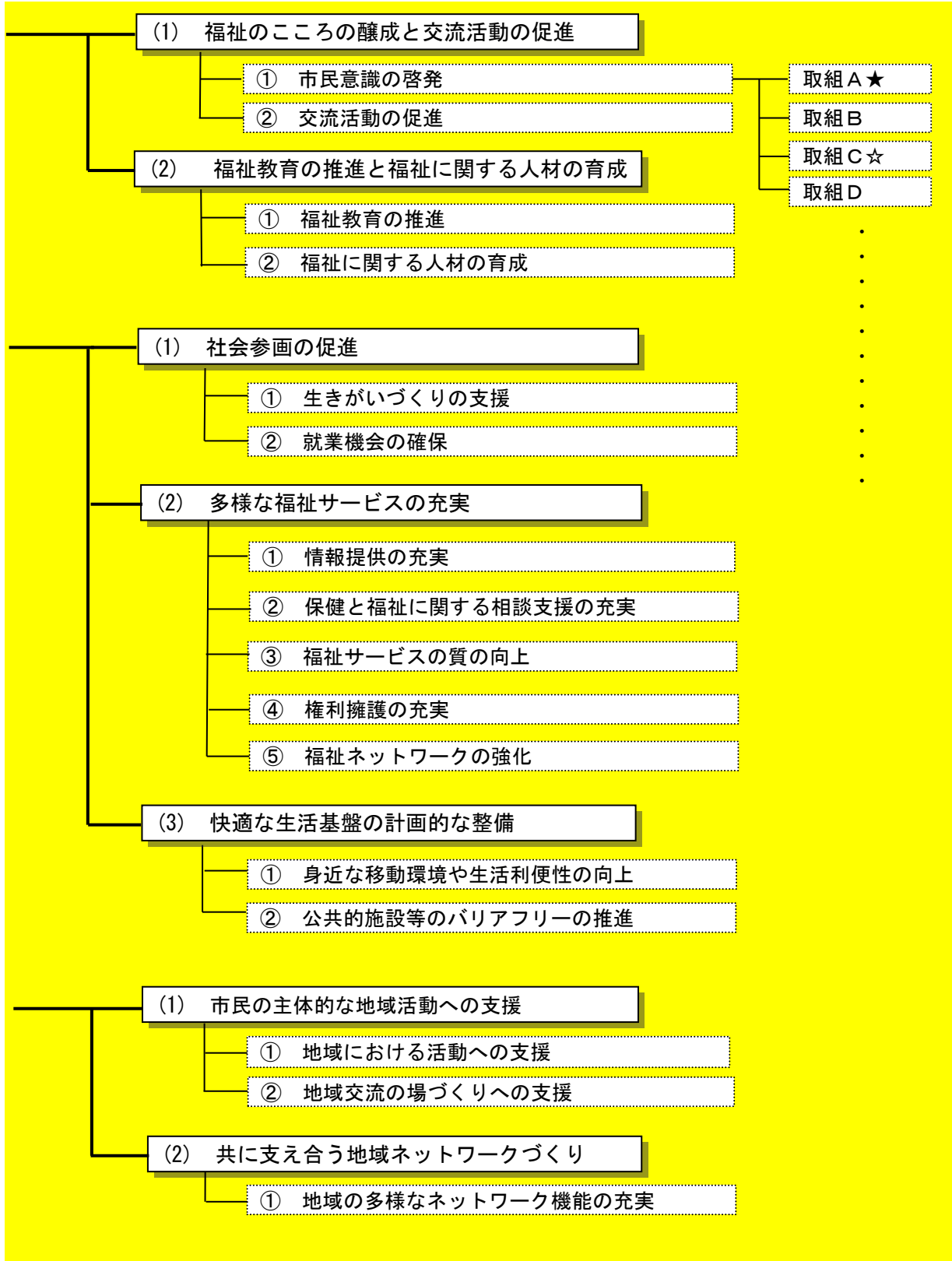
1 施策体系

本計画では、「人づくり」「福祉の基盤づくり」「地域社会づくり」の3つの基本目標を柱に、基本施策・施策・取組の体系を組みます。



カッコ数字……基本施策
丸囲み数字……施策

★……主要取組(指標設定あり)
☆……主要取組(指標設定なし)



2 取組の全体像と主要取組

本計画では、全体で82の取組を計上しています。このうち、各施策の代表的なものや効果的なものなど、36の取組を「主要取組」として位置付け、計画的に推進していきます。

主要取組は、計画期間内における年度毎の数値目標を明確にし、毎年度、推進組織で進行管理し、その他の取組についても各所管において主体的に進行管理を行います。

基本目標 1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

★……主要取組（指標設定あり） ☆……主要取組（指標設定なし）

基本施策(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

施策① 市民意識の啓発

No.1	★	こころのユニバーサルデザイン運動の推進
No.2		やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり表彰の実施
No.3	★	認知症周知啓発の実施
No.4		地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実【拡充】
No.5	☆	障がいを理由とする差別解消の促進
No.6		発達障がい理解のための普及啓発事業の推進

施策② 交流活動の促進

No.7	★	宇都宮市民福祉の祭典の実施
No.8		障がい者交流事業の実施
No.9		障がい児交流事業の実施

基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

施策① 福祉教育の推進

No.10		小中学校における障がいへの理解促進事業の充実
No.11	★	宮っ子心の教育の推進
No.12	★	体験型の出前福祉共育講座の充実

施策② 福祉に関する人材の育成

No.13		社会福祉事業者研修会の開催
-------	--	---------------

No.14	★	障がい者の意思疎通支援の充実
No.15		地域における健康づくり推進員の育成
No.16		教育・保育施設の保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実
No.17	★	ボランティア養成講座の充実

基本目標 2 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策(1) 社会参画の促進

施策① 生きがいづくりの支援

No.18	★	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実
No.19		障がい者の文化・スポーツ講座事業の充実
No.20		全国障がい者スポーツ大会の開催【新規】
No.21		生涯学習センター等の事業への参加促進

施策② 就業機会の確保

No.22	★	生活困窮者等への就労支援事業の充実
No.23		高齢者・団塊世代に対する就業支援
No.24	★	障がい者の一般就労への支援の充実【拡充】
No.25		ひとり親家庭等への支援充実

基本施策(2) 多様な福祉サービスの充実

施策① 情報提供の充実

No.26		広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進
No.27	★	出前保健福祉講座の充実
No.28		各種福祉サービスのしおり作成・配布
No.29		子育て家庭に対する利用者支援事業の推進

施策② 保健と福祉に関する相談支援の充実

No.30	★	保健と福祉のサービス提供活動の充実
No.31	★	地域包括支援センター機能の充実【拡充】
No.32		障がい者への地域相談支援体制の充実
No.33		子どもの発達に関する相談の推進
No.34		子育て世代包括支援センターにおける支援の充実
No.35	★	生活困窮者自立相談支援事業の充実
No.36		総合相談センターの利用促進

施策③ 福祉サービスの質の向上

No.37		市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用
No.38	☆	福祉施設における指導・監督の充実

施策④ 権利擁護の充実

No.39	☆	虐待・DV防止対策の強化
No.40		障がい者自立支援協議会の運営
No.41		日常生活自立支援事業の利用促進
No.42		成年後見制度の推進
No.43		法人後見人等育成の支援
No.44		生活困窮者世帯等への学習支援

施策⑤ 福祉ネットワークの強化

No.45	☆	「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置【新規】
No.46	★	在宅医療・介護連携の推進（地域療養支援体制の整備）【拡充】
No.47		障がい者への地域生活移行支援
No.48		自殺予防・こころの健康づくり対策
No.49		医療・健康福祉分野と産業界との連携促進

基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備

施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上

No.50	★	拠点等への居住や生活利便施設の集積促進
No.51	★	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築
No.52	☆	ベンチのあるまちづくりの推進【新規】

施策② 公共的施設等のバリアフリーの推進

No.53	★	市有施設のバリアフリーの推進
No.54		公共的施設のバリアフリーの推進
No.55	★	道路のバリアフリーの推進
No.56		市営住宅バリアフリー事業の推進
No.57	★	公園のバリアフリーの推進
No.58	★	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進【拡充】
No.59		一般住宅のバリアフリーの推進
No.60		障がい者用駐車スペースの適正利用の促進

基本目標 3 共に支え合う地域社会づくり

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援

施策① 地域における活動への支援

No.61	★	まちづくり活動応援事業の推進【新規】
No.62	★	高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進
No.63	★	まちづくりセンターにおける市民活動支援
No.64	★	ボランティアセンターの充実
No.65		市民活動助成事業の促進【拡充】
No.66		自治会加入促進
No.67		民生委員児童委員活動等に対する支援
No.68		福祉協力員活動の推進
No.69		介護予防事業の充実
No.70	★	介護予防・日常生活支援総合事業の実施【拡充】
No.71		福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）の策定支援
No.72		安心・安全情報キット配付事業の推進
No.73		寄附による社会貢献の推進

施策② 地域交流の場づくりへの支援

No.74		社会福祉施設における地域交流の推進
No.75	★	ふれあい・いきいきサロン事業の推進

基本施策(2) 共に支え合う地域ネットワークづくり

施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実

No.76	☆	多機関の協働による包括的支援体制の構築【新規】
No.77		コミュニティワークの推進
No.78		地域まちづくり組織の連携強化の促進
No.79	★	災害時要援護者支援事業の推進
No.80		地域における見守り体制の充実
No.81	★	生活支援体制整備事業の実施【拡充】
No.82	★	宮っ子ステーション事業の推進

3 基本目標ごとの取組

【基本目標1】福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策（1）福祉のこころの醸成と交流活動の促進

1 施策の展開

誰もが日常生活の中で手助け・見守り・声かけなどを自然に行えるよう、様々な啓発活動の推進や交流活動の促進を図り、相互理解を深めながら、やさしさや思いやりのこころを育みます。

施策① 市民意識の啓発

福祉に関する市民の意識や関心を深め、用語や法令等を適切に認識し、福祉を意識するこころの醸成につながるよう周知・啓発を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.1	★	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	保健福祉総務課
		高齢者・障がい者・妊婦等に対する日常生活の中での声かけや支援など、市民のやさしさや思いやりの気持ちを一層はぐくみ広めていく「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進するため、障がい者シンボルマークの周知、ポスターコンクールなどの啓発事業を実施するとともに、おもいやり駐車スペース利用証の交付を行います。	
No.2		やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり表彰の実施	保健福祉総務課
		やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例第12条に基づき、福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあると認められる者又は福祉のまちづくりの模範となる優良な事例に係るものに対して表彰を行い、福祉のまちづくりに対する一層の理解と協力の促進を図ります。	
No.3	★	認知症周知啓発の実施	高齢福祉課
		認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業に取り組みます。	
No.4		地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実	障がい福祉課
		障がい者週間における街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域において障がい者と交流を深めながら理解促進を図る地域交流事業等を支援し、地域や企業に対する理解促進を図ります。	
No.5	☆	障がいを理由とする差別解消の促進【拡充】	障がい福祉課
		障がい者が社会的障壁を感じることはないよう、合理的配慮を促進するための動画の作成や放映などをするほか、当事者からの相談に対応し、差別解消の促進を図ります。また、市民や民間企業が、障がいに対する理解を深め、障がい者が困っているときに「ちょっとした手助け」が気軽に行えるよう、研修やサポーター認定など、障がい特性に応じた配慮ができる人材の育成に努めます。	

No.6	発達障がい理解のための普及啓発事業の推進	子ども発達センター
「発達障がい」についての正しい理解を促進するため、発達障がい啓発週間に併せたイベントの開催、ホームページや広報紙への掲載、リーフレットの作成・配布、出前講座や講演会の開催（同じ障がいのある子の保護者を講師とした啓発活動の実施）を推進します。		

施策② 交流活動の促進

世代や障がいの有無などに関わらず、すべての市民が相互理解を深め、正しい認識と関心を持ち、互いを思いやる福祉のこころを育めるよう交流活動を促進します。

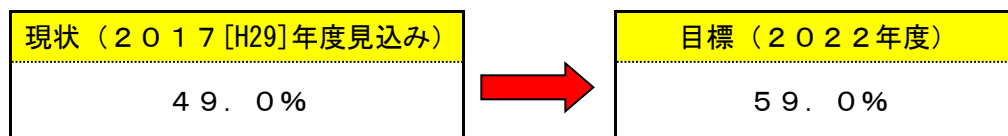
★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.7	★ 宇都宮市民福祉の祭典の実施	保健福祉総務課 市社会福祉協議会
子どもから高齢者、障がい者等多くの市民が参加し、様々な催し物や体験などを通して交流することで、福祉への理解や連帯感を深めることを目的とし、毎年11月に、宇都宮ボランティア協会など市内の10団体で構成される実行委員会により、総合的な福祉事業を実施します。		
No.8	障がい者交流事業の実施	障がい福祉課
市内の障がい者を対象としたスポーツ大会や文化祭を開催し、障がい者の健康増進や文化活動の発表を通じた相互交流を図り、社会参加を促進します。		
No.9	障がい児交流事業の実施	子ども発達センター
通園施設・保育園等におけるカリキュラムや日常的な療育・保育の中で、障がいのある児童とない児童との交流を通し、障がいへの理解を深め、地域におけるノーマライゼーションを推進します。		

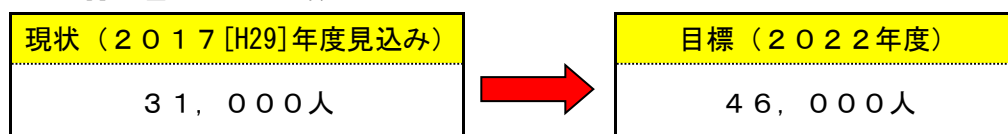
2 施策指標

【施策指標】

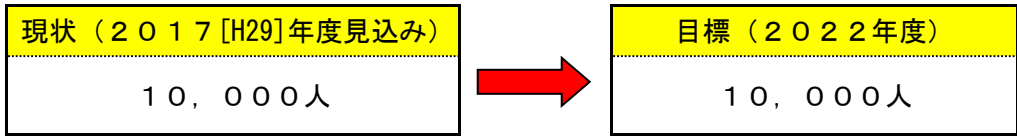
No.1 障がい者等シンボルマークの認知度



No.3 認知症サポーター数



No.7 「宇都宮市民福祉の祭典」来場者数



3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のシンボルマークや妊産婦のマタニティマークなどの意味を良く理解し、まちでそれらのマークを見かけた場合は、そのマークに応じて適切に行動しましょう。 ● 高齢者や障がい者などの特性を良く理解し、自分ができる範囲のちょっとした手助けを実践しましょう。 ● たくさんの方が集まるイベントや地域の交流活動などへの参加を通じ、福祉や地域への理解を広げていきましょう。 ● まちで困っている方を見かけたら、ひと声をかけて、その方の希望に応じて手助けを行いましょう。 ● 地域でのあいさつや声かけを積極的に行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● たくさんの方が集まる場を持つ事業者は、障がい者等のシンボルマークや啓発週間ポスターなどを掲示して市民の理解を広げましょう。 ● 市民の自主的な交流活動に対して、できる範囲で場所や物品を貸し出すなど、積極的に支援しましょう。 ● 不特定多数の方々に配布する書類や印刷物などを作成する際は、言葉や文字が持つ意味をよく理解し、表現の仕方に十分配慮しましょう。 ● 事業者の顧客以外でも、困っている方を見かけたら、関係機関と協力して適切に対応しましょう。



【「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり表彰」の様子】

基本施策（２）福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

1 施策の展開

誰もがやさしさや思いやり，互いを尊重する気持ちを育めるよう，学校教育や地域でこころを育む福祉教育を推進します。

また，地域での助け合いや支え合いを推進できるよう，様々な福祉ニーズに対応する多種多様な福祉分野に関する人材の発掘と育成，資質の向上を図ります。

施策① 福祉教育の推進

福祉のこころを醸成し，福祉を日常の行為と捉え，自発的に福祉活動に参加する人を育むため，幼少期から，障がい者や高齢者等と自然に交流する機会を持つなど，学校や地域において適切な福祉教育を推進します。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.10	小中学校における障がいへの理解促進事業の充実 小中学校において，障がいへの理解を深め，日常生活の中で声掛けや手助けを自然に行うなど，福祉のこころを育むことができるよう，盲導犬ふれあい教室を実施するとともに，合理的配慮を促進していけるよう啓発を行うなど，小中学校における障がいへの理解促進事業の充実を図ります。	障がい福祉課
No.11	★ 宮っ子心の教育の推進 児童・生徒に，思いやりなどの豊かな心を育むため，各学校において，「特別の教科 道徳」（道徳科）の充実を図るとともに，学校行事や児童会・生徒会活動などの様々な教育活動を有機的に結び付けながら，小中学校9年間の系統的な指導や，地域の老人福祉施設との交流などの人や社会との関わりを通じた体験活動の充実などに取り組みます。	学校教育課
No.12	★ 体験型の出前福祉共育講座の充実 障がい等への理解を図り，市民の福祉の心を育むため，学校や企業，団体等を対象に，障がい当事者やボランティア等の協力を得て，車いすやアイマスク，手話などの体験型を中心とした講座を実施します。	市社会福祉協議会



【「宇都宮市民福祉の祭典」の様子】

施策② 福祉に関する人材の育成

福祉に関する教育の充実に努め、福祉のまちづくりを担う人材を育成するとともに、福祉活動に関心を持つ人を発掘し、実際の活動に携われるよう誘導します。

また、福祉に携わる職員に対して、複雑・多様化する新たな課題に対応できるよう、専門的知識の習得・研修を行い、資質向上を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.13		社会福祉事業者研修会の開催	保健福祉総務課
		社会福祉事業に関する制度改正や各種情報の提供などを通じ、社会福祉事業者の専門的知識の習得と資質の向上に努めます。	
No.14	★	障がい者の意思疎通支援の充実	障がい福祉課
		障がい者の円滑なコミュニケーションを支援し、的確に情報を取得・伝達できるよう、音訳、点訳、手話奉仕員などの養成に取り組みます。	
No.15		地域における健康づくり推進員の育成	健康増進課
		「健康うつのみや21」を推進し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、家庭、学校、地域、企業、行政が一体となり、地域の核となる人材の育成及び健康づくり推進体制を整備し、地域における健康づくり活動の充実に努めます。	
No.16		教育・保育施設の保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実	保育課
		保育の質の向上を図るため、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の保育士等を対象に研修を通じて保育の専門性を高めます。	
No.17	★	ボランティア養成講座の充実	市社会福祉協議会
		ボランティア活動の推進と実践者の養成を図るため、ボランティア活動への興味や関心から始まるきっかけづくりを目的としたボランティア入門講座や、スキル習得のための養成講座を実施します。	

2 施策指標

【施策指標】

- No.1 1 「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の設問に「当てはまる」と回答した中3生徒の割合

現状 (2017 [H29] 年度見込み)	目標 (2022 年度)
92.0%	95.0%以上

- No.1 2 市社協の出前福祉共育講座の開催回数・受講者数(年間)

現状 (2017 [H29] 年度見込み)	目標 (2022 年度)
98回・3,926人	112回・4,200人

- No.1 4 障がい者のコミュニケーション支援のための各種奉仕員(音訳, 点訳, 手話)養成講座の受講者数(年間)

現状 (2017 [H29] 年度見込み)	目標 (2022 年度)
76人	86人

- No.1 7 ボランティア養成講座数・延参加者数(年間)

現状 (2017 [H29] 年度見込み)	目標 (2022 年度)
6講座・320人	6講座・342人



【「災害福祉救援ボランティア養成講座」における「身体障がいの理解」の様子】

3 市民・事業者に望まれる行動や活動施策の展開

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が地域で行う奉仕活動や体験活動などに対して、積極的に励ましやねぎらい、いたわりの言葉をかけるとともに、できる範囲で参加・協力しましょう。 ● 自分の子どもが学校や地域で奉仕活動を行ってきたときは、その活動を話題に家族で話し合いましょう。 ● 自分と異なる立場の方々の気持ちが理解できるよう、高齢者や障がい者などとの交流活動に積極的に参加するとともに、福祉講座等にも積極的に参加しましょう。 ● ボランティア活動や養成講座で得た知識や技術は、家族や身近な友人などと共有しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が地域で行う奉仕活動や体験活動などに対して、できる範囲で場所や物品を貸し出すなど、積極的に支援しましょう。 ● 従業員に対する研修活動の中に、福祉に関する項目を積極的に導入しましょう。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、専門職の技術向上に資する様々な研修制度を積極的に活用しましょう。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、地域の福祉活動の担い手に対して、事業者が有する専門的な知識や情報を積極的に提供・還元しましょう。



障がいのある人などが、いざというときに、自分の情報を周囲の人に伝え、適切な支援が得られるよう、障がいの特性や支援内容を記載するカードです。

ヘルプカードを提示されたら、記載内容に沿った支援や配慮をお願いします。

【基本目標 2】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策（1）社会参画の促進

1 施策の展開

誰もが生きがいを持ち、こころ豊かな生活を送るためには、社会と関わりを持ち、社会の一員として参画しているという認識を持つことが大切であることから、就業や生涯学習などの機会を確保します。

施策① 生きがいづくりの支援

市民の学習意欲や芸術・文化・スポーツ活動などは多様化してきており、特に、高齢者や障がい者にとって活動の機会を確保することは、社会参画の促進にもつながることから、情報提供やスポーツ大会の開催など、市民の生きがいづくりのための支援を行います。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.18	★ 高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実	高齢福祉課
	豊富な知識や経験をもったシニア世代が、本市の進めるまちづくりや地域福祉の展開において一層活躍できるよう、また、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう、総合相談や各種企画事業を実施するとともに、情報提供や啓発活動を推進し、ライフスタイルの多様化に対応した支援を実施します。	
No.19	障がい者の文化・スポーツ講座事業の充実	障がい福祉課
	障がい者の社会参加を促進し、障がい者の福祉の増進に寄与するため、教養、文化及びスポーツに関する各種講座を開催します。	
No.20	全国障がい者スポーツ大会の開催【新規】	障がい福祉課
	平成34年に「第22回全国障がい者スポーツ大会」が栃木県で開催され、本市においても数多くの競技が行われることから、障がい者スポーツの普及や市民の理解促進を図れるよう、障がい者団体などと連携しながら大会準備を進めます。	
No.21	生涯学習センター等の事業への参加促進	生涯学習課
	市民一人ひとりが、学びを通して人とつながり、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学びの機会や場を提供することにより、事業への参加を促進します。	

施策② 就業機会の確保

社会を構成する一員として、市民の自立や社会参加を促進するため、就労の場や職業訓練の機会を提供し、就業支援の充実を図ります。

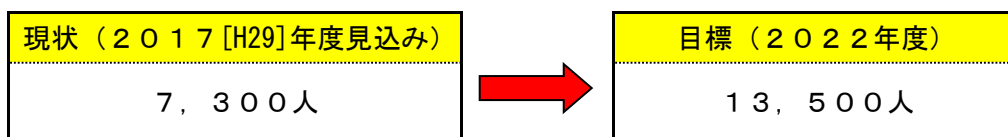
★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.22	★	生活困窮者等への就労支援事業の充実	生活福祉第1課 生活福祉第2課
		働くことができる状況にある生活困窮者等に対する「就労支援プログラム」の充実を図り、就労による自立を支援します。	
No.23		高齢者・団塊世代に対する就業支援	高齢福祉課
		高齢社会に対応する生きがい対策の一環として、60歳以上を対象に、技術・能力・経験を活かした働く場を提供するシルバー人材センターの支援を行います。	
No.24	★	障がい者の一般就労への支援の充実【拡充】	障がい福祉課
		障がい者の自立に向けた一般就労を支援するため、障がい者福祉事業所と企業の意見交換会や、企業の担当者を対象に事業所見学会を行うとともに、商工会議所等の関係機関と連携し、企業の担当者を集めた面接や相談ができる機会を提供するなど、より一層の一般就労への支援の充実を図ります。また、職場で安心して働き続けられるよう、一般就労後の障がい者に対して、相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実を図ります。	
No.25		ひとり親家庭等への支援の充実	子ども家庭課
		ひとり親家庭等の親が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、個々の状況に応じ、総合的な就業支援や生活自立支援を推進します。	

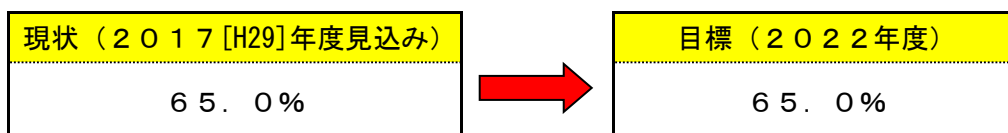
2 施策指標

【施策指標】

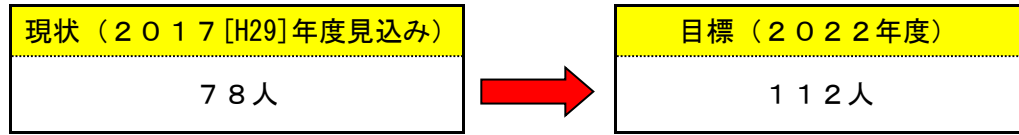
No.18 みやシニア活動センター事業参加者数



No.22 生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの一体的実施事業）の就職率



No.24 一般就労に移行した障がい者の延人数



3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術や文化，スポーツ活動，各種講座などに積極的に参加しましょう。 ● 各種講座で得た様々な知識は，友人や知人，近隣の方などと共有しましょう。 ● 各種講座について，友人や知人，近隣の方などにも受講を勧めてみましょう。 ● 働くことができる状況にある方は，就業に結びつくよう，様々な支援制度を活用して，各種資格や技能取得などに取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の専門的知識が市民の学習ニーズと合致している場合は，できる範囲でその知識を市民に紹介するよう努めましょう。 ● 従業員の社会活動，生涯学習活動，余暇活動などの生きがいづくりに対して，可能な限り支援・協力しましょう。 ● 高齢者，障がい者，ひとり親家庭の親などが有する知識・経験・能力などを十分に理解し，積極的な雇用に努めましょう。 ● 高齢者，障がい者，ひとり親家庭の親などが安心して働き続けられるような，労働条件や職場環境などを整備するよう努めましょう。

基本施策（2）多様な福祉サービスの充実

1 施策の展開

誰もが健康で自立した地域生活を実現できるよう、有益な情報を入手し、多様な福祉サービスの中から、ニーズに応じた、質の高い適切なサービスを受けられるよう、分野を横断して、総合的な視点で、情報提供や相談支援などの福祉サービスの充実を図ります。

施策① 情報提供の充実

情報の多様化、情報量の増大、情報媒体の刷新など情報環境は著しく変化しており、社会参加や自立を支援する面からも、すべての市民が日常生活を営む上で、本当に必要な情報を適時、的確に得られるよう、様々な媒体、手段による情報提供に努めます。

★・・・主要取組（指標設定あり）

☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.26	<p>広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進</p> <p>ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などにより、障がい者や高齢者にわかりやすい行政情報の提供を推進します。</p>	<p>保健福祉総務課 広報広聴課</p>
No.27	<p>★ 出前保健福祉講座の充実</p> <p>保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容をわかりやすく説明する出前保健福祉講座を実施します。</p>	保健福祉総務課
No.28	<p>各種福祉サービスのしおり作成・配布</p> <p>保健や福祉に関するサービスや制度、健康づくり事業、子育て支援情報等について冊子やパンフレットなどを作成・配布し、広く市民への情報提供を行います。</p>	<p>高齢福祉課 障がい福祉課 健康増進課 子ども未来課</p>
No.29	<p>子育て家庭に対する利用者支援事業の推進</p> <p>多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握する専門職員を配置し、保護者への情報提供、利用援助等を行い、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図ります。</p>	保育課

施策② 保健と福祉に関する相談支援の充実

生活や健康上の心配ごとや困りごとなどを気軽に相談でき、適切な助言・指導を受けられるよう、各分野における専門的な情報提供、相談支援、訪問出張型支援（アウトリーチ）のより一層の充実を図るとともに、複合的な課題にも対応できるよう、連携強化や体制整備を推進します。

また、生活の悩みや不安を解消し、正しい知識と必要な情報を提供することで、生活の安定と自立の促進を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.30	★	保健と福祉のサービス提供活動の充実	保健福祉総務課
		相談や健康診査などを通して個人や地域における健康課題を的確に把握し、その解決に向けて地域をつなぐために積極的に地域に出向き、訪問指導などのサービスを提供するとともに、保健師や保育士等の専門的知識に基づく適切な助言や、健康課題の解決に向けた情報提供・適切な指導を行います。	
No.31	★	地域包括支援センター機能の充実【拡充】	高齢福祉課
		高齢者やその家族を対象とした、介護保険法に定める包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防事業を推進するとともに、地域ケア会議の開催を通じた地域のネットワーク強化を図ります。また、センターの運営事業を効果的・効率的に推進していくことができるよう、事業評価を実施します。	
No.32		障がい者への地域相談支援体制の充実	障がい福祉課
		障がい者が安心して相談できるよう、障がい者生活支援センターの再編を進めるとともに、包括的な相談支援体制の充実を図ります。	
No.33		子どもの発達に関する相談の推進	子ども発達センター
		発達の遅れに不安を抱いている保護者等の相談を行い、個々の特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関等とのコーディネート等を行い、障がいの早期発見・早期療育につなげるとともに保護者の不安の軽減を図ります。	
No.34		子育て世代包括支援センターにおける支援の充実	子ども家庭課
		市内5か所に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門性を活かし、妊産婦・子育て家庭の個別ニーズの把握及び情報提供・訪問指導等ワンストップ窓口による妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援を実施します。	
No.35	★	生活困窮者自立相談支援事業の充実	生活福祉第1課 生活福祉第2課
		複合的な課題を抱える生活困窮者が自立した生活を営めるよう、状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施し、困窮状態からの早期脱却を図ります。	
No.36		総合相談センターの利用促進	市社会福祉協議会
		市民が気軽に生活に関する総合的な相談をできるよう、市社会福祉協議会「総合相談センター」の機能を充実し、利用促進を図ります。また、市民の幅広いニーズに応えられるよう、関係団体と連携し、専門相談員による特別相談を実施し、内容の充実を図ります。	

施策③ 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、福祉事業者への指導や苦情相談体制を整備します。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名		所管
	取組内容		
No.37		市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用	保健福祉総務課
		市が提供する福祉サービス等に関し、利用者の満足度を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護しながら、社会性や客観性を保護し、苦情に対する適切な対応と円満な解決を図るため、苦情受付窓口の設置や第三者委員による受付・助言などの苦情相談・解決システムを適切に運用します。	
No.38	☆	福祉施設における指導・監督の充実	保健福祉総務課 子ども未来課
		福祉施設において、適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることによって利用者が良質で適切な福祉サービスを受けることができるよう、関係機関・関係各課との連携強化を図り、実効性の高い指導・監督を行います。	

施策④ 権利擁護の充実

判断能力に不安のある方や社会的に弱い立場の方などが、日常生活において、不利益を被ることがないように、関係機関・地域・行政が連携し、見守り体制の構築や相談支援体制の強化に努め、適切な対応を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.39	☆ 虐待・DV防止対策の強化	男女共同参画課 保健福祉総務課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども未来課 子ども家庭課
虐待・DVの防止のため、関係機関・地域と連携し、見守り体制の構築や相談体制の強化を図るとともに、福祉施設に対する巡回支援指導や市民に対する周知啓発を実施し、虐待・DVの未然防止や早期発見に向けた支援の充実を図ります。		
No.40	障がい者自立支援協議会の運営	障がい福祉課
障がい者の自立支援、就労及び権利擁護等に係る支援体制に関する課題について、関係機関が相互に情報を共有し、連携を図り、障がい者への支援体制の整備を図っていきます。		
No.41	日常生活自立支援事業の利用促進	市社会福祉協議会
認知症や知的障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。		
No.42	成年後見制度の推進	高齢福祉課 障がい福祉課 市社会福祉協議会
制度が必要な方の利用につながるよう、親族や関係機関に、パンフレットの配布や出前講座などによる制度の周知を行います。また、申し立てを行う親族がいない方には、市長申立を実施します。市社会福祉協議会においては、家庭裁判所から後見人等として選任された場合、判断能力が不十分な本人に代わり、後見人等として法律行為を行い、本人の権利を擁護しながら自立生活の支援を行います。		
No.43	法人後見人等育成の支援	障がい福祉課
判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、親亡き後も安心して生活できるよう、法人後見人等の育成を支援します。		
No.44	生活困窮世帯等への学習支援	生活福祉第1課 生活福祉第2課
生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、学習指導等を行い、高校等への進学を促進し、子どもの将来の自立の促進を図ります。		

施策⑤ 福祉ネットワークの強化

住み慣れた地域において、健康で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、福祉サービス、ボランティア活動をはじめとするインフォーマルサービス等の様々な地域資源が有機的に連携し、多様な課題に対応できる体制づくりに努めます。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.45	☆	「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置 【新規】	保健福祉総務課 生活福祉第1課 生活福祉第2課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども家庭課
		これまで、高齢者、障がい者、子どもや子育て中の母親、生活困窮者など、分野ごとに相談支援センターを設置し、充実を図ってきたが、今後はそれぞれの分野の連携・協力を強化するとともに、地域拠点等を対象に、利用者を限定せず、多様な世代に対する支援を切れ目なく提供できる「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置の検討を進めます。	
No.46	★	在宅医療・介護連携の推進(地域療養支援体制の整備) 【拡充】	高齢福祉課
		重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者など、関係者の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。	
No.47		障がい者への地域生活移行支援	障がい福祉課
		地域相談支援の円滑な実施等、地域生活を支援する体制の整備等を行うことにより、入所などから地域生活への移行を支援します。	
No.48		自殺予防・こころの健康づくり対策	保健予防課
		調査研究の推進、市民の理解の促進、関係機関・団体との連携強化、人材の育成・確保などを実施し、自殺を防止するとともに、市民のこころの健康を保持するため、自殺予防・こころの健康づくり対策を推進します。	
No.49		医療・健康福祉分野と産業界との連携促進	保健福祉総務課 産業政策課
		医療・健康福祉現場のニーズと市内中小企業の技術を結びつけ、医療・健康福祉サービスの向上と本市産業の活性化を図ります。	

2 施策指標

【施策指標】

No.27 出前保健福祉講座の実施回数

現状 (2017 [H29]年度見込み)	目標 (2022年度)
100回	100回

No.30 保健と福祉の個別支援件数 (年間)

現状 (2017 [H29]年度見込み)	目標 (2022年度)
8,800人	10,000人

No.31 事業評価において実施状況がすべての項目において「概ねできている」以上である地域包括支援センターの数 (※平成30年度から事業評価を実施)

現状 (2017 [H29]年度見込み)	目標 (2022年度)
—	25センター

No.35 生活困窮者自立相談支援事業における就労支援対象者の就労・増収率

現状 (2017 [H29]年度見込み)	目標 (2022年度)
75.0%	75.0%

No.46 在宅療養に関する講座の参加者数

現状 (2017 [H29]年度見込み)	目標 (2022年度)
500人	2,250人

3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙、ホームページ、各種福祉サービスのしおりなどを十分活用して、自分が必要としている情報の収集に努めましょう。 ● 出前保健福祉講座などを積極的に活用し、福祉サービスについての情報を積極的に入手し、適切に利用しましょう。 ● 高齢者や障がい者などの特性を良く理解し、適切な方法でコミュニケーションを図りましょう。 ● 悩みや困ったことがある場合は、一人で思い悩まず、近隣の方、市の各種相談窓口などに相談しましょう。 ● 困っている人を見かけたら、様々な福祉サービスがあることを教え、利用することを勧めてあげましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の市民が集まる窓口や待合室などに、広報紙、各種福祉サービスのしおりを配置し、様々な福祉サービスの推進に協力しましょう。 ● 窓口に老眼鏡を置いたり、書類や案内表示の文字や色彩に注意したりするなど、高齢者や障がい者などにできる限り配慮した情報提供を行いましょ ● 関係機関や団体が各種講座や周知啓発事業などを開催する際は、できる範囲で場所を提供しましょう。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、利用者から寄せられた苦情や意見などを真摯に受け止め、苦情相談制度の適切な運用を行いましょ ● 本市の各種福祉計画に目を通し、協力できそうな施策・事業については、積極的に協力していきましょ ● 顧客などで困っている人を見かけたら、様々な福祉サービスの利用を勧めてあげましょ ● 地域市民、ボランティア団体、NPO、行政機関、医療機関、教育機関など多くの分野の関係者と積極的に連携強化を図り、困っている方を必要とするサービスにつなげられるよう、協力していきましょ

基本施策（3）快適な生活基盤の計画的な整備**1 施策の展開**

誰もが快適な生活を送れるよう、地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分に考慮しながら、市民にとって快適な生活環境の整備を計画的に推進します。

施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上

高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、行きたい所へ気軽に行くことができるよう、移動環境の充実を図るとともに、日常生活が過ごしやすくなるよう、生活空間の利便性の向上を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.50	★	拠点等への居住や生活利便施設の集積促進	都市計画課 市街地整備課
		身近な拠点等において、医療・介護・福祉、子育て支援、買い物などの様々な都市のサービスを受けやすくし、生活の質の向上を図るため、医療や介護、住まい、生活支援・介護予防サービス等が身近な場所で一体的に提供され、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組等との連携を図りながら、立地適正化計画等に係る立地誘導策（税制優遇・補助制度等）の推進や、安全・安心で快適な都市基盤の形成などにより、居住や日常生活に必要な利便施設の集約を促進します。	
No.51	★	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	交通政策課 LRT企画課 LRT整備課 市街地整備課
		子どもや高齢者、障がい者など、誰もが移動しやすい交通環境を創出するため、東西基幹公共交通LRTの整備や幹線・支線からなるバスネットワークの再編、郊外部における地域内交通の拡充、市街地部における生活交通の確保に向けた取組を進めます。	
No.52	☆	ベンチのあるまちづくりの推進【新規】	保健福祉総務課
		高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、歩いて気軽に外出し、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、生活環境整備の一つとしてベンチのあるまちづくりに取り組みます。	

施策② 公共的施設等のバリアフリーの推進

市有施設や公共交通機関などのバリアフリーについて、利用状況、施設耐用年数、改修計画の有無などを考慮し、優先化を図りながら整備を進めます。また、民間の公共的施設や一般住宅のバリアフリー化の促進を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.53	★	市有施設のバリアフリーの推進	保健福祉総務課
		高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、市有施設を安全かつ円滑に利用できるようなエレベーター設置等の設備の整備を行います。	
No.54		公共的施設のバリアフリーの推進	保健福祉総務課
		高齢者、障がい者をはじめとする多くの市民が利用する民間の公共的施設のバリアフリー化を促進するため、傾斜路、手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進します。	
No.55	★	道路のバリアフリーの推進	道路保全課
		子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、公共施設や福祉施設の周辺道路を優先に点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行います。	
No.56		市営住宅のバリアフリーの推進	住宅課
		高齢者、障がい者及び児童など全ての市民が安全で安心した生活を送ることができるよう、住戸内（2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差の解消等）のバリアフリー改善および、共用部（共用階段、共用廊下等）のバリアフリー改善を推進します。	
No.57	★	公園のバリアフリーの推進	公園管理課
		高齢者、障がい者及び児童など全ての市民が安全で安心して利用しやすい公園とするため、バリアフリー化未整備公園を対象とし、出入口、園路、水飲み器等を整備します。	
No.58	★	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進【拡充】	交通政策課
		障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、バリアフリー性に優れたLRTの整備に取り組むとともに、交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行います。	
No.59		一般住宅のバリアフリーの推進	高齢福祉課 障がい福祉課 住宅課
		高齢者、障がい者をはじめとするすべての市民が、居住する住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造に関する必要な整備を行えるよう、住宅改修費用等の一部補助を実施します。	

No.60	障がい者用駐車スペースの適正利用の促進	保健福祉総務課
県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」と連携し、障がい者用駐車スペースの利用対象者を分かりやすく表示した本市独自の案内標識を作成して全市有施設の障がい者用駐車スペースに配置することにより、内部障がい者など外見からは分かりにくい障がいのある人をはじめ、高齢者やけが人、妊産婦など徒歩での移動に配慮が必要な人も、いつでも安心して駐車できるように駐車スペースを確保するとともに、適正利用の促進を図ります。		

2 施策指標

【施策指標】

No.50 都市拠点・地域拠点（都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点）に誘導する生活利便施設の充足状況（充足率）

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
82.3%	85.4%

No.51 公共交通カバー率（人口）

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
89.8%	90.1%

No.53 市有施設のエレベーター整備数（累計）

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
49施設	54施設

No.55 歩道の点字ブロック設置延長

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
47,832m	48,142m

No.57 公園整備（出入口、園路、水飲み器等の整備）数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
148箇所	186箇所

No.58 ノンステップバスの導入率

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
53.2%	69.0%

3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者用駐車スペースを必要とする方が利用できるよう、適正利用を心掛けましょう。 ● 自転車やバイクなどを停める際、歩道や点字ブロックの上には絶対に駐車せず、決められた場所にきちんと駐車しましょう。 ● 居住する住宅において、安全で安心した生活を送ることができるよう、市が実施する住宅改修費用等の一部補助制度を活用しながら、必要に応じて住宅改修を行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設や住宅の整備などを考えている事業者は、その構造や設備に係る事前協議制度を適正に履行するとともに、本市の補助制度の活用も検討しながらバリアフリー化を進めましょう。 ● 本市のバリアフリーの整備基準に適合した公共的施設は、常に点検することにより、整備基準に適合した状態を維持・保全するよう努めましょう。 ● 本市のバリアフリーの整備基準が導入される前の既存建築物についても、今後積極的なバリアフリー化に努めましょう。 ● 技術革新や技術開発などによって新たに優れた設備や器材などが流通してきた場合は、そのようなものをできる範囲で活用しながら、バリアフリー化を進めるように努めましょう。 ● 事業者の看板や商品などは、通行の妨げにならないよう車道や歩道に置かないようにしましょう。



【おもいやり駐車スペース表示板】

【基本目標3】 共に支え合う地域社会づくり

基本施策（1）市民の主体的な地域活動への支援

1 施策の展開

誰もが地域福祉の担い手としての役割を意識しながら、自発的な活動や地域組織の活動を継続的に行えるよう支援の充実を図り、地域が一体となった地域福祉活動をより一層促進します。

施策① 地域における活動への支援

地域福祉活動への住民参加をより一層促進するため、活動に関する情報提供や活動場所の確保、参加のきっかけづくりなどの取組を推進し、市民が気軽に地域活動に参加できる機会の充実を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.		取組名	所管
		取組内容	
No.61	★	まちづくり活動応援事業の推進【新規】	みんなでまちづくり課
		まちづくり活動への参加者を増やし活発化を図るため、スマートフォンによりまちづくり活動の情報発信・入手を手軽に行うことができる仕組みをつくり、また、活動への参加に対してポイントを付与することで、活動参加のきっかけを創出します。	
No.62	★	高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進	高齢福祉課
		高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちの担い手として活躍できるよう、高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付やバスカード等の活動奨励物品などの交換、ボランティア団体等への寄附に充てることにより、高齢者等の社会活動への参加を促進します。	
No.63	★	まちづくりセンターにおける市民活動支援	みんなでまちづくり課
		地域活動団体や非営利活動団体、企業、行政が適切な役割分担のもと、それぞれの特性や能力を発揮し合い、安全安心なまちづくりなど公共的課題の解決に主体的・自立的に取り組む社会をつくるため、各主体の連携体制の構築やボランティア団体・NPO法人等の組織基盤強化など多様な支援を行います。	

第4章 施策体系と取組

No.64	★	ボランティアセンターの充実	市社会福祉協議会
		市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行います。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進します。	
No.65		市民活動助成事業の促進【拡充】	みんなでまちづくり課
		市民による自主的で公益的な活動を行っている団体に対して、事業費の一部を助成することにより、団体の自立及び活発化の促進を図り、市民主体のまちづくりを推進します。	
No.66		自治会加入促進	みんなでまちづくり課
		日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図ります。	
No.67		民生委員児童委員活動等に対する支援	生活福祉第1課 生活福祉第2課
		民生委員児童委員活動を遂行するために必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業の支援を行います。	
No.68		福祉協力員活動の推進	市社会福祉協議会
		同じ地域で暮らす住民として、様々な福祉問題を抱えている人に対して問題解決の支援・福祉情報の提供・見守り活動を行うなど、「住民相互の支えあい」を推進します。	
No.69		介護予防事業の充実	高齢福祉課
		高齢者が要介護状態となることを予防し、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発、簡単な運動の実施や生活機能の維持・向上を目的とした教室などの予防事業を実施します。	
No.70	★	介護予防・日常生活支援総合事業の実施【拡充】	高齢福祉課
		高齢者の在宅生活を支えるため、要支援者・チェックリスト該当者を対象として、自治会やNPO等の多様な主体が担い手となる重層的な生活支援・介護予防サービスを提供します。	
No.71		福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）の策定支援	市社会福祉協議会
		小地域（39連合自治会）における生活・福祉課題の解決を図るために、地域の関係機関・団体等と連携・協働し、各地区ごとに福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）の策定を進めます。	
No.72		安心・安全情報キット配付事業の推進	市社会福祉協議会
		在宅の高齢者及び障がい者等に対し、救急時または災害時に必要となる本人情報等が即座に確認できる「キット」を配付し、有事における救急隊を含む支援者の速やかな対応を可能とさせ、また、平常時においても地域における福祉協力員活動の中で「キット」を通じた見守り活動を推進します。	
No.73		寄附による社会貢献の推進	保健福祉総務課
		社会福祉のためにとの趣旨をもって寄附された寄附金を基金として積み立て、高齢者、障がい者、子ども等の福祉の増進を図る事業の実施に必要な財源の一部に充当します。	

施策② 地域交流の場づくりへの支援

子どもから高齢者、障がい者などが身近な場所に気軽に集い、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり活動のほか、生活上の困りごとを相談し、助け合える関係を築くなど、自主的・主体的な地域活動を展開するきっかけを提供できるよう、交流の場づくりを支援します。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.74	社会福祉施設における地域交流の推進 地域住民が連携協力した地域福祉活動を支援するため、社会福祉施設における地域交流スペースの活用などによる地域住民との交流を促進します。	保健福祉総務課
No.75	★ ふれあい・いきいきサロン事業の推進 高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進します。	市社会福祉協議会



【「ふれあい・いきいきサロン」の様子】

2 施策指標

【施策指標】

No.61 まちづくり活動応援事業への延参加者数（※平成30年度からの新規事業）

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
—	17,000人

No.62 高齢者等地域活動支援ポイント事業参加者数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
13,200人	22,500人

No.63 まちづくりセンター登録団体数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
276団体	325団体

No.64 ボランティアセンター登録団体数・登録個人数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
330団体・11,000人	357団体・12,810人

No.70 生活支援サービスを提供する事業者団体数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
200団体	230団体

No.75 ふれあい・いきいきサロン設置か所数

現状（2017 [H29] 年度見込み）	目標（2022年度）
260か所	360か所

3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのあいさつや声かけを積極的に行い、地域のイベントや交流活動、防災活動にできる範囲で参加し、地域との関わりを持ちましょう。 ● 民生委員などの地域福祉を支えている身近な方々、福祉サービスを提供する事業者、地域活動を行う様々な団体や組織など、日頃から多くの方々と面識を持つよう心がけましょう。 ● 同じ経験・悩みを持つもの同士の自由に話し合いを持てる場に進んで参加してみましょう。 ● ボランティア活動をはじめとする様々な市民活動（健康づくり、防犯・防災、環境美化などの活動）に、できる範囲で協力・参加するよう努めましょう。 ● 現在、地域で福祉活動を行っている方は、身近な友人や親戚等を誘うなど、福祉活動に関心がある人の輪を広げましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体やNPO、市民の福祉活動や交流活動などに対して、できる範囲で場所や物品を貸し出すなど、積極的に支援しましょう。 ● 事業者の顧客以外の方にも、快くあいさつや声かけを行いましょう。また、顧客以外でも、困っている方を見かけたら、関係機関と協力して適切に対応しましょう。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、地域の福祉活動の担い手に対して、事業者が有する専門的な知識や情報を積極的に提供・還元しましょう。 ● ボランティアセンターなどに登録されているボランティア団体やNPOなどの活動の機会を拡充するため、活動依頼などをしてみましょう。

基本施策（2）共に支え合う地域ネットワークづくり

1 施策の展開

地域の福祉課題の把握に努め、公的サービスへのつなぎや、公的な制度の対象とならない生活に密着した課題への対応など、地域で活動する個人や団体、事業者がそれぞれの強みを活かして連携・協力し、幅広い活動を展開できるように、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実

複雑・多様化する地域の生活課題・福祉課題に対して、迅速かつ的確・効果的に対応するため、地域団体や住民、事業者や行政が連携し、効果的な福祉サービスが地域で横断的に展開されるよう、ネットワーク体制や機能の更なる充実を図ります。

★・・・主要取組（指標設定あり） ☆・・・主要取組（指標設定なし）

No.	取組名	所管
取組内容		
No.76	☆ 多機関の協働による包括的支援体制の構築【新規】	保健福祉総務課 生活福祉第1課 生活福祉第2課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども家庭課
	高齢者、障がい者、子どもや子育て中の母親、生活困窮者等が抱える「複合的な福祉課題」や、行政の福祉サービスの対象とはならない、または単独の相談機関では十分に対応できない「制度の狭間の課題」など、様々な福祉課題・生活課題について、地域住民、事業者及び行政が連携協働して解決を図り、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉分野を中心とした地域への支援体制を構築・強化していきます。	
No.77	コミュニティワークの推進	市社会福祉協議会
	身近な地域で、住民同士がともに支え合い助け合い、安心して暮らし続けるため、地域の関係機関・団体等がそれぞれの機能を発揮できるようネットワークを形成し、効果的な社会資源の活用の促進や新たな社会資源の開発等を連携・協働して行う体制づくりを推進します。	
No.78	地域まちづくり組織の連携強化の促進	みんなでまちづくり課
	地域主体のまちづくりを促進するため、地域まちづくり計画の策定支援や地域コーディネート機能の充実支援など、地域まちづくり組織の地域内・地域間における連携の強化を促進します。	

No.79	★	災害時要援護者支援事業の推進 高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進します。	保健福祉総務課
No.80		地域における見守り体制の充実 ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業によるひとり暮らし高齢者に対する安否確認や、地域において孤立死を防止するための多様な見守り活動を実施します。	保健福祉総務課 高齢福祉課
No.81	★	生活支援体制整備事業の実施【拡充】 地域における支え合い活動の充実を図り、高齢者の生活を支援する体制を構築するため、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、地域活動団体等で構成される協議体を設置し、情報の共有化・連携強化を図るとともに、高齢者等に関する地域の課題を掘り起こし、その解決策の検討等を行います。本事業は、市域全体を対象とする第1層と、日常生活圏域（本市では自治会連合会圏域）を対象とする第2層で、重層的に取り組みます。	高齢福祉課
No.82	★	宮っ子ステーション事業の推進 放課後における児童の健全育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全安心な居場所を設け、体験活動や交流活動、学習支援などを行い、参加児童が様々な体験を通して学びながらコミュニケーション能力などの「生きるために必要な力」を身につけ、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

2 施策指標

【施策指標】

No.79 災害時要援護者台帳共有地区数

現状（2017 [H29]年度見込み）	目標（2022年度）
31地区	39地区

No.81 地域における支え合い活動の充実を図るための第2層協議体の設置数

現状（2017 [H29]年度見込み）	目標（2022年度）
5か所	39か所

No.82 放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数（年間）

現状（2017 [H29]年度見込み）	目標（2022年度）
25,400人	34,000人

3 市民・事業者に望まれる行動や活動

【 市 民 】	【 事 業 者 】
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのあいさつや声かけを積極的に行い、地域のイベント、交流活動、防災活動などにも積極的に協力し、参加しましょう。 ● 近所に困っている方や悩んでいる方などがいたら、できる限りひと声をかけて自分ができるところを伝え、その方の希望に応じて手助けを行いましょ。自分一人で対応できない時は、地域福祉を支える様々な方々や団体と連携・協力しながら対応しましょ。 ● 個人情報保護法を正しく理解し、個人情報を適正に管理しながら、様々な地域活動において適正に活用しましょ。 ● 仕事などで培った自分の知識や技術を、積極的に地域に還元しましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のネットワーク機能の一部を担う団体として、できる限りそのネットワークに参画して積極的に協力・支援していきましょう。 ● ボランティア団体やNPOなどから、業務上の専門的なノウハウについて相談を受けた場合は、できる範囲で相談に応じましょ。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、地域の福祉活動の担い手であるボランティア団体やNPOなどと積極的な連携協力を図りましょ。 ● 社会福祉を目的とする事業者は、地域の福祉活動の担い手である市民、ボランティア団体、NPO、行政機関、医療機関、教育機関など多くの分野の関係者と積極的に連携協力を図りながら、対象者を見守っていきましょう。



【「宇都宮市総合防災訓練」での「要援護者避難誘導訓練」の様子】

4 福祉分野間における取組の連携

(1) 高齢者・障がい者・子ども

地域福祉計画について、改正社会福祉法では、高齢者、障がい者、子どもなどの各福祉分野が連携して事業等を行うことにより、個別計画では対応が難しい幅広い福祉課題に対応し、それぞれの事業の効果、効率性を一層高めることができるよう、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めることが新たに規定されました。

本計画では、啓発・人材育成・就業・相談支援・権利擁護・地域活動支援など、地域福祉の観点から共通する施策を設定しており、分野を問わず施策体系を組んで、連携して取り組むこととしています。なお、高齢者、障がい者、子どもに関する施策全体については、各分野で計画を策定しています。

	施策	高齢者	障がい者	子ども
基本目標1	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識の啓発 ●交流活動の促進 ●福祉教育の推進 ●福祉に関する人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症周知啓発の実施 ・宇都宮市民福祉の祭典の実施 ・ボランティア養成講座の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実 ・発達障がい理解のための普及啓発事業の推進 ・宇都宮市民福祉の祭典の実施 ・障がい者交流事業の実施 ・障がい児交流事業の実施 ・小中学校における障がいへの理解促進事業の充実 ・障がい者の意思疎通支援の充実 ・ボランティア養成講座の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい理解のための普及啓発事業の推進 ・宇都宮市民福祉の祭典の実施 ・障がい児交流事業の実施 ・宮っ子心の教育の推進 ・教育・保育施設の保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実 ・ボランティア養成講座の充実
基本目標2	<ul style="list-style-type: none"> ●就業機会の確保 ●情報提供の充実 ●保健と福祉に関する相談支援の充実 ●権利擁護の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 ・高齢者・団塊世代に対する就業支援 ・出前保健福祉講座の充実 ・各種福祉サービスのしおり作成・配布 ・保健と福祉のサービス提供活動の充実 ・地域包括支援センター機能の充実 ・虐待・DV防止対策の強化 ・成年後見制度の推進 ・「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置検討 ・在宅医療・介護連携の推進(地域療養支援体制の整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の文化・スポーツ講座事業の充実 ・障がい者の一般就労への支援の充実 ・出前保健福祉講座の充実 ・各種福祉サービスのしおり作成・配布 ・保健と福祉のサービス提供活動の充実 ・障がい者への地域相談支援体制の充実 ・虐待・DV防止対策の強化 ・障がい者自立支援協議会の運営 ・成年後見制度の推進 ・法人後見人等育成の支援 ・「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置検討 ・障がい者への地域生活移行支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への支援充実 ・出前保健福祉講座の充実 ・各種福祉サービスのしおり作成・配布 ・利用者支援事業の推進 ・保健と福祉のサービス提供活動の充実 ・子育て世代地域包括支援センター機能の充実 ・子どもの発達に関する相談の推進 ・虐待・DV防止対策の強化 ・「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置検討

基本目標3	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における活動への支援 ●地域交流の場づくりへの支援 ●地域の多様なネットワーク機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等地域活動支援ポイント事業 ・介護予防事業の充実 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・ふれあい・いきいきサロン事業の推進 ・多機関の協働による包括的支援体制の構築 ・災害時要援護者支援事業の推進 ・地域における見守り体制の充実 ・生活支援体制整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン事業の推進 ・多機関の協働による包括的支援体制の構築 ・災害時要援護者支援事業の推進 ・地域における見守り体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン事業の推進 ・多機関の協働による包括的支援体制の構築 ・宮っ子ステーション事業の推進
-------	---	--	--	---

(2) 生活困窮者

長期的な景気低迷に加えて、平成20年に発生した世界金融危機の影響を受け、解雇や所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。

同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖も進んでいます。

こうした中、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行され、これまで制度の狭間に陥り支援に繋がらなかった「生活困窮者」の存在が明らかになってきています。

生活困窮者の多くは、自ら支援を求めることが難しく、また複合的な課題を抱えていることから、包括的に支援していくことが重要となっています。

生活困窮者に対する支援方策については、平成26年の厚生労働省通知により、地域福祉計画に位置付けて、地域福祉の推進のための施策と連携を図りながら推進することが示されており、以下のとおり取り組んでいます。

	施策	生活困窮者
基本目標2	●就業機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等への就労支援事業の充実 ハローワークと一体となった就労支援 就労促進指導員等による就労支援 など
	●保健と福祉に関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業の充実 相談支援窓口の設置 専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援 など
	●権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯等への学習支援 学習支援教室の開催 など